

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

4上伊地環第36-1号
4上伊地環第50-1号
令和4年(2022年)11月4日

シブキヤ建設株式会社
代表取締役 片桐 俊人 様

長野県上伊那地域振興局長

令和4年9月12日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(産業廃棄物処分業の変更許可並びに産業廃棄物処理施設の設置許可)

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	シブキヤ建設株式会社 代表取締役 片桐 俊人 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の変更許可	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	下伊那郡松川町上片桐4784番地2、4784番地7、4780番地1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設 (破碎)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	(破碎する廃棄物) 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	○廃プラスチック類の破碎施設 150.4 t/日 (18.8t/h : 8時間稼働) ○木くずの破碎施設 195.2 t/日 (24.4t/h : 8時間稼働) ○繊維くずの破碎施設 51.2 t/日 (6.4t/h : 8時間稼働) ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設 707.2 t/日 (88.4t/h : 8時間稼働)	
(6) 変更の概要	新	旧
	○中間処理 ・破碎する産業廃棄物 <u>廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</u> ○最終処分 ・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート	○中間処理 ・破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類 ○最終処分 ・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンク

	くず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	リートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	下伊那郡松川町上片桐4784番地2	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破砕施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	150.4 t/日（18.8 t/h：8時間稼動）	
申請の区分（Ⅲ）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	下伊那郡松川町上片桐4784番地7	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	195.2 t/日（24.4 t/h：8時間稼動）	
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	<p>(範囲) 下伊那郡松川町 鶴部自治会 下伊那郡松川町 松川自治会 下伊那郡松川町 部奈第一自治会 下伊那郡松川町 新井北部自治会 上伊那郡中川村 渡場地区</p> <p>(根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)</p>	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	<p>(範囲) 松川町長 中川村長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者</p> <p>(根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号</p>	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<p>(日時) 令和4年11月26日（土）午後5時から (場所) 宮会所 下伊那郡松川町上片桐4722番地</p>	
	<p>(日時) 令和4年11月27日（日）午後6時から (場所) 渡場会館 上伊那郡中川村葛島945番地2</p>	
	<p>(日時) 令和4年12月2日（金）午後7時から (場所) 松川自治会会所 下伊那郡松川町元大島2751番地</p>	

	(日時) 令和4年12月6日(火) 午後7時から (場所) 新井北部集会所 下伊那郡松川町元大島1777
	(日時) 令和4年12月11日(日) 午前10時から (場所) 部奈第一自治会会所 下伊那郡松川町生田2146番地

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。